

第三十二号議案に関する陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第38号

受理年月日 令和2年3月9日

付託年月日 令和2年3月25日

陳情者
.

陳情原文 第三十二号議案において、受動喫煙防止重点区域の新たな設定及び喫煙場所の指定が記載されています。また、斉藤区長のご発言によりますと、今後主要駅の駅前に喫煙所設置を考えているとのこと。喫煙所設置によるメリットは、駅前という好立地に喫煙者だけの憩いの場ができることです。それに対してデメリットが沢山あります。駅前という好立地、子どもから大人まで様々な方が通ります。煙を多少コントロールできても匂いまではコントロールできません。駅前がタバコ臭い江戸川区の誕生です。喘息患者様にとっては喫煙者・喫煙所からの副流煙・三次喫煙で命に係わる影響があります。喫煙をするシチュエーションで考えますと、朝家を出てタバコに火をつけて歩きたばこをしながら駅へ向かう。駅前に喫煙所があっても、駅へ着く前にタバコが終わると、途中の排水溝や歩道にポイ捨て。実際にそんな現場を目撃します。一部喫煙者の中には、喫煙所があっても中に入らない、真面目な喫煙スタイルを嫌う方もいます。喫煙所外周で喫煙し、吸い殻はポイ捨てです。渋谷区の喫煙所が問題で有名ですが役所は野放し状態です。江戸川区が喫煙所を設置後、同じ状況になる可能性があります。現状、喫煙所がない駅前はタバコの匂いがしない日々です。喫煙所ができることによって、毎日タバコの匂いを嗅がされるかと思うと今から苦痛です。私の娘も駅前は毎日タバコ臭になるかもと話をすると真剣に悩んでいました。

区では禁煙に取り組む方を応援する助成金事業があるにも関わらず、喫煙行為の一助になる喫煙所設置は、禁煙の妨害ともとれます。歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例があるにも関わらず、一部喫煙者は吸いたい所で自由に喫煙し、ポイ捨てもしています。これらを改善できずに、条例の改正と喫煙所の設置計画は順番が違います。

つきましては、貴議会において第三十二号議案について再度検討していただけるよう下記のとおり陳情いたします。

(裏面に続く)

記

- 1 駅前喫煙所設置案の廃案
- 2 公共の場での喫煙及びポイ捨てに対する指導
- 3 江戸川区未来の宝である子どもファーストの受動喫煙対策